

SEJ IV合同会社「霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業 環境影響評価方法書」（経過措置対象案件）に対する勧告について

令和2年11月4日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業 環境影響評価方法書」について、SEJ IV合同会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鹿児島県霧島市霧島田口・大窪地区  
原動力の種類：太陽電池  
出 力：8万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理（注）	令和2年 5月15日
住民意見の概要等受理	令和2年 5月15日
鹿児島県知事意見受理	令和2年 8月12日
経済産業大臣勧告発出	令和2年11月 4日

(注) 本事業の環境影響評価に係る手続は、環境影響評価法行令の一部を改正する政令（令和元年政令第53号）の施行に伴う経過措置により、法の手続に移行するにあたって、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の5に基づき、鹿児島県条例の規定による鹿児島県等への送付手続及び公告・縦覧手続を既に経た方法書を届出している。

問い合わせ先：電力安全課 沼田、小島  
電話：03-3501-1742（直通）

SEJ IV合同会社「霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について（基本的事項）

1. 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、環境影響評価法、電気事業法及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号、以下「主務省令」という。）の規定に基づき、環境影響評価の項目、当該項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにこれらの結果等、必要な事項を遺漏なく記載すること。特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。
2. 環境影響評価の調査・予測に当たっては、主務省令別表11の参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、調査・予測の妥当性を明らかにして適切に実施すること、また、評価にあたっては、調査及び予測の結果並びに環境保全措置等を踏まえ、評価の根拠及び検討経緯を明らかにし、対象事業の実施による環境影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるか及び環境の保全についての配慮が適正になされているものであるかを検討すること。

（鹿児島県知事からの意見の写しを添付）